

担当	課	建築指導課
担当	者	堀田・辻本
電	話	(073) 435-1100
内	線	2962

平成30年 4月19日

狭あい道路拡幅整備補助事業について

狭あい道路に面した敷地では、建築物を建てる際等には「和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱」(平成26年10月1日施行)に基づき道路後退部分の整備方法等について事前協議を行っています。狭あい道路の拡幅整備を促進することは、災害時の避難路の確保や緊急車両の進入が可能になり、安全な市街地環境の形成につながることから、後退部分の舗装整備費を補助する制度を開始します。

狭あい道路拡幅整備における舗装整備費の補助について

- ① 募集開始時期
 - ・平成30年6月1日(金)から募集開始
- ② H30年度予算 3,000千円
 - ・補助額: 後退部分の舗装面積 1 m³当り 3 千円(最大 1 0 万円)
 - · 予定件数 : 100件
- ③ H30年度の補助概要
 - ・建築基準法第42条第2項の道路について、後退を行った部分を道路状に整備 し、かつ、舗装整備を行った場合に舗装費を補助する。
 - ・対象地域は市内全域とする。
 - ・道路中心・道路後退部分を明示するピン・プレートを配布し、設置する。
 - ・舗装工事完了時は、工事写真提出・現場確認を行う。
 - ・募集開始前に事前協議を行ったものでも、舗装工事の着手前であれば申請可能 です。事前協議については随時行っています。

整備後

拡幅イメージ